Grant Thornton

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ：　海外子会社の支援と寄付金課税
～国税不服審判所平成 12 年 12 月 14 日裁決を素材として～

1.　事実の概要

審査請求人（以下「請求人」）は健康自然食品の製造業等を営む同族会社であり、韓国市場に進出するため、100％子会社（以下「子会社」）を韓国に設立しました。

請求人は子会社との間で請求人の扱っている製品の市場開拓や経済金融情勢、市場需要動向、顧客情報等の調査を内容とする業務委託契約書（以下「本件契約書」）を取り交わし、委託費用として毎月日本円で 100 万円を子会社に支払っていました。

請求人は支払った金額を業務委託費として損金に算入していましたが、原処分庁は、子会社が本契約に基づいて請求人に対し役務の提供を行った具体的な事実はないとして、その委託費用を寄附金と認定しました。

国外関連者に対して支出した法人税法 37 条 7 項の寄附金は損金には算入できませんので（措置法 66 の 4①③）、結果として損金に算入した業務委託費全額が否認されました。

2.　請求人の主張

請求人は、子会社から役務の提供が実際にあったことを主張したにもかかわらず、その一方で、設立間もない子会社には、親会社である請求人からの業務委託に基づく資金援助が必要であった背景を「子供にミルクを与えるのは親の義務である」という表現を用いて申し述べ、本件業務委託費の損金性を主張しています。

3.　国税不服審判所の判断

国税不服審判所は、法人税法上寄附金とは、「拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与時又は当該経済的な利益のその供与時における価額」（法法 37⑦）であるとし、本件業務委託費が無償の供与ではなく、役務の提供の対価に相当するかどうかが本件業務委託費を損金に算入できるかどうかの争点としています。

審判所は本件業務委託費が役務提供の対価に相当するかどうかを、次の２点を基準に判断しています。

①　本件契約に基づく役務の提供の対価が、独立第三者間で授受される対価に基づいて決定されているか

②　請求人は、子会社から現実に便益を享受し、且つ享受している場合には、その享受している事実を立証し得る証拠資料を提出できるか

以上の判断基準と事実認定に基づき、審判所は本件業務委託費が役務提供の対価ではなく、寄附金と判断し、納税者の主張を斥けました。

4.　結論

請求人は子会社への支援金を損金算入することの妥当性を主張しましたが、支援金だとすれば、それは紛れもなく贈与の意図を伴う金銭の交付であって、法人税法 37 条 7 項の寄附金に他なりません。

© Taiyo ASG Group. All rights reserved.

お見逃しなく！

親会社が子会社を支援することは、めずらしいことではありません。外国に進出したばかりで、収益基盤が弱いため、親会社が業務委託費を支払うとか、子会社が負担すべき費用を親会社が負担する等の子会社支援の話はよく聞きます。また、企業グループとして考えれば、一定の合理性はあるように思えます。しかし、海外子会社支援が寄付金課税や移転価格税制の問題を起こさないのは、法人税基本通達 9-4-1 で例示されているように、経営再建や営業譲渡のための限定的な場合のみであることに留意する必要があります。

© Taiyo ASG Group. All rights reserved.